

令和6年7月 後期高齢者医療制度の お知らせ

令和6年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和6年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。

保険料の計算のもとになるのは

令和6年度の保険料は、令和5年中の所得にもとづいて計算されます。

保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。

令和6年8月1日から有効の被保険者証を7月にお送りします

被保険者証を8月1日に更新します

毎年8月1日に世帯の負担割合等を判定します。現在、後期高齢者医療制度に加入の方全員の被保険者証が新しくなります。

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

被保険者証の有効期限は令和7年7月31日まで

お送りする被保険者証は、有効期限の令和7年7月31日までお使いいただけます。

被保険者証廃止後の取り扱いについて

法改正により令和6年12月2日に被保険者証が廃止されますので、同日以降は被保険者証を新たに発行できなくなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」) (以下、限度額証) を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事が減額されます。

対象となる被保険者の方

- ・住民税非課税世帯の方
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

申請手続き等

- ・すでに限度額証をお持ちの方
被保険者証更新時に令和6年8月以降も対象となる場合には、新しい被保険者証に同封しますので、申請手続きは不要です。
- ・これまでに限度額証をお持ちでない方
市町の窓口で交付申請が必要です。被保険者証(または資格確認書)をご持参ください。

★マイナ保険証をお持ちの方は、限度額証が不要になります。

☎ 住民課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7692



薄緑色(うぐいす色)になります。

特別児童扶養手当制度をご存じですか？

特別児童扶養手当は、身体または精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(所得の多い方)、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給されます。

なお、児童、父または母、養育者が日本に住んでいないときや、児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき、児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。

- ◆手当額(月額) ※児童1人あたり
- 1級(重度) …月額55,350円
- 2級(中度) …月額36,860円



※対象児童の人数と等級に応じて支給されます。
※請求者(本人) および配偶者・扶養義務者(同居親族)の前年度所得に応じ、その年度(8月から翌年7月)の手当の全部が停止になる場合があります。

「所得状況届」の提出をお願いします！

特別児童扶養手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての受給者は、毎年1回必要な書類を添付して所得状況届を役場窓口へ提出いただくことになっています。

この届で8月1日現在における受給資格、生計維持関係、所得確認などを行い、8月分以降の手当の支給を決定します。

この届の提出がないと、8月分以降の手当は支給されません。また2年間届出をされない場合は、手当を受給する資格がなくなりますのでご注意ください。

所得状況届提出期間

令和6年8月13日(火)~9月11日(水)
平日8時30分から17時15分まで

提出先 ☎ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

令和7年 「20歳のつどい」 について



- 日時 令和7年1月12日(日)
13時00分~ 受付
13時30分~ 式典開始
- 会場 ハーティーセンター秦荘 大ホール
- 対象者 平成16年4月2日~
平成17年4月1日までに生まれた方

☎ 生涯学習課(秦荘庁舎)
☎0749-37-8055 FAX0749-37-4192
✉ syogaku@town.aisho.lg.jp

「20歳のつどい」実行委員を募集します！

生涯学習課では、令和7年1月12日(日)開催予定の「20歳のつどい」の企画・運営をおこなっていただく実行委員を募集しています。

ぜひ、あなたも一緒に、一生に一度の「20歳のつどい」を盛り上げてみませんか?
応募ならびに詳細は、生涯学習課までお問い合わせください。

参加方法

案内状

令和6年11月1日現在で町内に住民登録をされている方は、11月下旬に案内状を送付しますので、当日受付でご提示ください。

参加申込書

進学や就職等で他市町村に住民登録を移されている方で出席を希望される方は、参加申込書(親族の方の代理申込可能)をFAX・メール送信(受信確認のための電話をお願いします)もしくは生涯学習課窓口へ提出していただくことにより参加可能です。

なお、申込用紙は生涯学習課窓口、または町ホームページから入手できます(11月1日より配布掲載開始)。
※令和4年4月から成人年齢が引き下げられたことに伴い、愛荘町では令和5年より「新成人のつどい」から「20歳のつどい」に名称を変更しております。
※令和7年「20歳のつどい」は、例年より30分遅れての開始となりますのでご注意ください。

募集対象 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、「20歳のつどい」実行委員会やリハーサル、当日に出席できる方

募集人員 15人程度
内容 「20歳のつどい」の企画・運営(事前に数回会議を行います。)

募集締切 令和6年8月30日(金)